

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針	<p>【目的】 南部杜氏伝承館（以下「伝承館」）は平成4年の開館から相当の年数が経過した昨今、時代の変化に併せた魅力アップを図るとともに、南部杜氏の技術と精神の伝承や市の観光振興に資するため、内部改修を行いたいことから、その基本方針を策定する。</p> <p>【内容】 伝承館内部の全面改修を行う。</p> <p>【関係法令等】南部杜氏伝承館条例、同管理規則</p> <p>【区分】 新規 ・ 改築 ・ <b>改修</b></p> <p>【建物完成までのスケジュール】 ・平成29年度 市民懇話会の開催、市民ワークショップの実施、パブリック・コメントの実施、地域協議会への意見聴取、基本方針の策定 ・平成30年度 プロポーザルによる業者選定、整備計画（設計）検討委員会による設計案の検討、ワークショップの実施、パブリック・コメント、設計、用途変更申請 ・平成31年度 改修、開館・記念式典</p>	カ (イ) 地域 建物		

対象の名称	南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針	対象区分	(特定地域)建物
対象の内容	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南部杜氏伝承館（以下「伝承館」）は平成4年の開館から相当の年数が経過した昨今、時代の変化に併せた魅力アップを図るとともに、南部杜氏の技術と精神の伝承や市の観光振興に資するため、内部改修を行いたいことから、その基本方針を策定する。</li> </ul> <p>【基本方針の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>花巻市まちづくり総合計画第2期中期プランの「道の駅石鳥谷施設再編整備検討事業」に対応する構想として、道の駅の構成施設である伝承館の現状・課題、リニューアルの必要性・基本理念・コンセプト、必要な機能などについて明らかにするもの。</li> </ul> <p>【関係法令等】南部杜氏伝承館条例、同管理規則</p> <p>【区分】改修</p> <p>【建物完成までのスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度 市民懇話会の開催、市民ワークショップの実施、パブリック・コメントの実施、地域協議会への意見聴取、基本方針の策定</li> <li>平成30年度 プロポーザルによる業者選定、整備計画（設計）検討委員会による設計案の検討、ワークショップの実施、パブリック・コメント、設計、用途変更申請</li> <li>平成31年度 改修、開館・記念式典</li> </ul>		

方法①	ワークショップの実施
名 称	「南部杜氏伝承館リニューアル市民ワークショップ」の実施
時 期 及び 回 数	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年9月中旬</li> <li>素案へのワークショップによる市民意見の募集</li> <li>講演・パネルディスカッション・ワークショップの実施（パネルディスカッション・ワークショップは、併せてファシリテーショングラフィックを行う）</li> </ul>
周知方法 及び 周知時期	広報はなまき、花巻市ホームページに掲載
対象者 (対象 地域)	全市民
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページにて11月に公表する。
方 法や 時 期を 選択した 理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝承館の課題や現状、たたき台などへの意見を市民から意見を募るため。</li> <li>伝承館をリニューアルすることへの機運の醸成も併せて図りたいことから、講演会やパネルディスカッションも行うもの。</li> </ul>

方法②	その他適切と判断される方法
名 称	南部杜氏伝承館リニューアル整備市民懇話会
時 期 及び 回 数	<p>平成29年9月～10月（4回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回 9月下旬 伝承館の現状と課題、リニューアル案への意見</li> <li>第2回 9月下旬 基本理念・コンセプト(WS)</li> <li>第3回 10月中旬 基本理念・コンセプト(WS)</li> <li>第4回 10月下旬 市への報告（案）協議</li> </ul>
周知方法 及び 周知時期	各開催予定日の2週間前までに郵送等により通知する。
対象者 (対象 地域)	<p>市民懇話会委員（13人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学識経験者</li> <li>○各種団体の代表者等</li> </ul>
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページにて11月に公表する。
方 法や 時 期を 選択した 理由	知識経験者・関係団体等の意見を基本方針策定の参考とするため。

方法③	審議会その他の附属機関における委員の公募
名 称	石鳥谷地域協議会への意見聴取
時 期 及 び 回 数	平成29年10月 ・ 伝承館リニューアルへの意見聴取を行う。
周知方法 及 び 周知時期	開催予定日の2週間前までに郵送等により通知する。
対象者 (対象 地域)	石鳥谷地域協議会
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページの地域協議会の開催結果掲載をもって、公表とする(11月下旬)。
方 法 や 時 期 を 選 択 し た 理 由	・ 平成29年市長施政方針演述において、伝承館リニューアルは石鳥谷地域の課題と位置付けたところであり、地域協議会は自治区住民の意見を施策に反映させるため、地方自治法第202条の5に規定に基づき設置されていることから、同協議会への意見聴取を行う。

方法④	パブリックコメントの実施
名 称	基本方針(案)の策定のパブリックコメント
時 期 及 び 回 数	平成30年1月
周知方法 及 び 周知時期	基本方針(案)については、総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、石鳥谷生涯学習会館、各振興センター、花巻保健センター、各図書館に備え付けるほか、市ホームページへ掲載する。
対象者 (対象 地域)	全市民
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページにて3月に公表する。
方 法 や 時 期 を 選 択 し た 理 由	・ 多くの市民が意見を述べやすい方法として選択した。 ・ 基本方針(案)のとりまとめ後に行う。

### 3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等						●	→	●	→	●	→	●	→	●
						素案の作成		方針(案)の作成		方針(案)まとめ	方針(案)修正			方針策定
方法①						●	→	●	→	●	→	●	→	●
						広報・HP周知	WSの実施	意見の整理	結果の公表					
方法②							●	→	●	→	●	→	●	→
							懇話会①	懇話会②	懇話会③	懇話会④	市長報告			
							●	→	●	→	●	→	●	→
							郵送通知	郵送通知	郵送通知	郵送通知	結果の公表			
方法③							●	→	●	→	●	→	●	→
							郵送による通知	地域協議会	意見の整理	結果の公表				
方法④									●	→	●	→	●	→
									広報掲載依頼・資料準備	広報・HPにより周知	実施	意見の整理	結果の公表	

対象の名称 | 南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があった項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があった項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期 ※付帯意見 パブリックコメントの際の基本方針案備え付け場所（南部杜氏伝承館やその近隣施設への備え付け）について検討の余地あり。
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	

●評価後に記入

反映した内容とその理由
反映しなかった内容とその理由

対象の名称	花巻市地域公共交通網形成計画	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	【目的】まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画 【内容】持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針、計画の区域、計画の目標、計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項、計画の達成状況の評価に関する事項、計画の期間、立地適正化計画との連携に関する事項、その他必要な事項 【区分】基本構想・基本計画 【計画期間】平成29年度～平成35年度（7年間）【関係法令】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により「作成することができる」とされている。		

	当初予定	実施内容
方法①	パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施
名称	花巻市公共交通網形成計画に係るパブリックコメント	花巻市地域公共交通網形成計画に係るパブリックコメント
周知方法及び時期	広報はなまきH27.12.15号に掲載するとともに、市ホームページに掲載する。 計画素案については、建設部都市政策課、総務部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各図書館に備え付ける。	■H29.2.27 ・市ホームページへの掲載 ・実施案内チラシの配布（班回覧） ■H29.3.15 広報はなまきへの掲載 ※計画素案については、建設部都市政策課、総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各図書館に設置。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	H28.1月中旬～2月中旬（30日以上）	H29.3.2～.3.31（30日間）
対象者(対象地域)	全市民	全市民
実施結果意見提出者数・提出件数等		意見提出者数：6名 意見件数 のべ 34件 素案閲覧者数：備付素案 35件 ホームページ 63件

	当初予定	実施内容
方法①		
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載予定。	市ホームページに掲載（H29.5.10）

○市民参画により効果があったこと  ・計画の内容及び意図を広く周知することができた。 ・計画の修正を要する意見はなかったが、事業実施段階で参考とすべき意見が得られた。
○予定を変更して実施した内容と理由 本計画の策定は、平成27年度から着手し、当初は年度内の計画決定を予定していたが、公共交通の利用実態調査や聞き取り調査の実施、関係機関や事業者との協議等に時間を要したことから、市民参画の実施についても前述のとおり後ろ倒しでの実施となった。 ◆計画決定時期：当初H28.3月→実施H29.6月
○反省点 ・今後は、他業務との調整も含め、事業スケジュールの構築を適切に行いたい。 ・パブコメ実施と同時期に、別建てで地域説明会を並行実施したが、市民から「事前に地域説明会を開催した上でパブコメを実施すべき」との意見があった。今後実施する際に検討していく。 ・パブコメ資料として、市民から「膨大な計画本編とは別に概要版を公表すべき」との意見があり、追加公表を行った。今後実施する際は、当初からの公表に努めていく。
○市民参画の実施に当たっての改善点  特になし

対象の名称	花巻市地域公共交通網形成計画
-------	----------------

	当初予定	実施内容
方法②	審議会その他の附属機関における委員の公募	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	花巻市地域自治推進委員会及び3地域協議会からの意見聴取	花巻市地域自治推進委員会及び3地域協議会からの意見聴取
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。(H27.10月下旬)	開催日の2週間以上前に郵送により通知した。(H29.4月中旬に主管課より通知)
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	諮問(説明) H27.11月中旬 4回 答申 H27.12月中旬 4回	■花巻市東和地域協議会 諮問(説明): H29.4.27 (13:30~) 答申(受理): H29.4.27 ■花巻市石鳥谷地域協議会 諮問(説明): H29.4.28 (13:30~) 答申(受理): H29.4.28 ■花巻市大迫地域協議会 諮問(説明): H29.5.1 (14:00~) 答申(受理): H29.5.9 ■花巻市地域自治推進委員会 意見聴取: H29.5.10 (10:00~) 報告: H29.5.19
対象者(対象地域)	花巻市地域自治推進委員会 大迫地域協議会 石鳥谷地域協議会 東和地域協議会	花巻市地域自治推進委員会 15名(出席12名) 大迫地域協議会 15名(出席9名) 石鳥谷地域協議会 15名(出席11名) 東和地域協議会 15名(出席12名)
実施結果意見提出者数・提出件数等		花巻市地域自治推進委員会 8名 意見 9件 大迫地域協議会 4名 意見 4件 石鳥谷地域協議会 3名 意見 4件 東和地域協議会 3名 意見 3件 合計 のべ 18名 意見 20件

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	「花巻市審議会等の会議の公開に関する指針」の規定に基づく公開手続き(会議資料及び会議録のホームページ等での公開)による結果公表を予定。	「花巻市審議会等の会議の公開に関する指針」の規定に基づく公開手続きに加え、当該ホームページにおいても会議日程、会議録等を掲載(H29.6.1)

<p>○市民参画により効果があったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の内容及び意図を広く周知することができた。</li> <li>・地域ごとの課題等を把握することができた。</li> <li>・計画の修正を要する意見はなかったが、事業実施段階で参考とすべき意見が得られた。</li> </ul>
<p>○予定を変更して実施した内容と理由</p> <p>本計画の策定は、平成27年度から着手し、当初は年度内の計画決定を予定していたが、公共交通の利用実態調査や聞き取り調査の実施、関係機関や事業者との協議等に時間を要したことから、市民参画の実施についても前述のとおり後ろ倒しでの実施となった。</p> <p>◆計画決定時期：当初H28.3月→実施H29.6月</p>
<p>○反省点</p> <p>今後は、他業務との調整も含め、事業スケジュールの構築を適切に行いたい。</p>
<p>○市民参画の実施に当たっての改善点</p> <p>特になし</p>

対象の名称	花巻市地域公共交通網形成計画
-------	----------------

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があったとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があったとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表 ※付帯意見 パブリックコメントと同時期に実施した地域説明会の開催時期について、改善の余地あり。

対象の名称	花巻市スポーツ推進計画	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	【目的】 市民の心身の健全な発達、明るく豊かな生活の形成、活力ある社会の実現等に寄与するため策定。 【内容】 ・スポーツの推進のための基礎的条件の整備・多様なスポーツの機会の確保のための環境整備・競技水準の向上・スポーツの推進に係る体制の整備ほか 【区分】 基本計画 【計画期間】 平成29～32年度 【関係法令】 スポーツ基本法により、地方公共団体はその地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努める。		

	当初予定	実施内容
方法①		その他適切と判断される方法
名称		花巻市スポーツ推進計画検討委員会
周知方法及び時期		開催日の1週間～2週間前に、委員へ郵送により通知した。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳		(本庁舎2階202会議室) 第1回 平成27年11月25日(水) 13時30分～15時30分 (まなび学園第1学習室) 第2回 平成28年12月15日(木) 13時30分～15時 (市民体育館第2会議室) 第3回 平成29年 3月16日(木) 13時30分～15時30分
対象者(対象地域)		花巻市スポーツ推進計画検討委員会 計6名 (花巻市スポーツ推進委員協議会、花巻市地域スポーツ普及員協議会2名、花巻市体育協会、花巻市スポーツ少年団本部、花巻市PTA連合会)
実施結果意見提出者数・提出件数等		第1回 出席6名、意見8件 第2回 出席6名、意見9件 第3回 出席5名、意見12件 合計 出席のべ17名、意見のべ29件

方法①	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期		市ホームページで平成29年8月9日公表

<p>○市民参画により効果があったこと</p> <p>検討委員から意見をいただきながら計画、計画案に反映することができた。</p>
<p>○予定を変更して実施した内容と理由</p> <p>当初から予定していた方法であったが、事前評価を受けていなかったもの。</p>
<p>○反省点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案作成までのスケジュール管理が不十分だったため、実施した市民参画全てにおいて実施時期が遅れ、また、計画策定期間についても遅れが生じた。</li> <li>・事前評価を受けることが必要であった。</li> <li>・検討委員会の構成員について、工夫が必要であった。</li> <li>・速やかな公表が必要であった。</li> </ul>
<p>○市民参画の実施に当たっての改善点</p> <p>障がい者スポーツの推進を図るため、身体障害者福祉協会を検討委員会の構成員とするなど、今後の計画策定の際には検討委員会の構成について十分に検討する。</p>

対象の名称	花巻市スポーツ推進計画
-------	-------------

	当初予定	実施内容
方法②	意向調査の実施	意向調査の実施
名称	市民アンケート	市民アンケート
周知方法及び時期	広報はなまき・市ホームページへ掲載郵送（平成27年7月下旬）	広報はなまき平成27年11月15日号に掲載し、11月30日にアンケートを送付、12月15日を回答期限とした。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	時期：平成27年7月下旬から8月上旬 市民現状・ニーズや基礎データを把握する方法として選択。骨子作成後、素案作成前の時期を選択した。	平成27年11月30日発送 平成27年12月15日まで回答受付 (郵送配布・郵送回収)
対象者(対象地域)	市民2,500人 10歳代から70歳代で年代別・男女別に無作為抽出	市民2,500人 平成27年11月1日現在で満15歳以上79歳までの市民から無作為年代別男女別抽出
実施結果意見提出者数・提出件数等		回収数1,118件 回収率44.7%

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	市ホームページ平成27年8月下旬から9月上旬	市ホームページにて平成28年1月25日公表

○市民参画により効果があったこと
各年代、各地区からの調査により、市民ニーズが把握できた。
○予定を変更して実施した内容と理由
検討委員会で計画骨子案及びアンケート内容を決定後、アンケートを実施したため実施時期を変更した。
○反省点
特になし。
○市民参画の実施に当たっての改善点
特になし。

方法②

対象の名称	花巻市スポーツ推進計画
-------	-------------

	当初予定	実施内容
方法③	パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施
名称	花巻市スポーツ推進計画（素案）に関するパブリックコメント	同左
周知方法及び時期	広報はなまき平成27年10月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載する。素案については、当課、総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館に備え付ける。	広報はなまき平成29年2月15日号に掲載するとともに、市ホームページに2月7日に掲載した。素案については、当課及び総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各市立図書館、花巻保健センター、に備えつけた。
実施の時期（日時） 場所及び回数等の内訳	平成27年10月下旬から11月下旬（1か月間）	平成29年2月8日から3月9日（1か月間）
対象者（対象地域）	全市民	同左
実施結果 意見提出者数・提出件数等		意見提出者数 11名、意見件数のべ29件 素案閲覧者数 備付素案 16件 ホームページ 104件

方法③	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	平成27年12月下旬から平成28年1月中旬旬	平成29年6月20日、市ホームページにて公表
<p>○市民参画により効果があったこと</p> <p>スポーツ推進に関連する様々な意見を聴取することができた。</p> <p>○予定を変更して実施した内容と理由</p> <p>検討委員会で素案決定後、パブリックコメントを実施するため、実施時期を変更した。</p> <p>○反省点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報周知が開始日より後となった。</li> <li>・ 速やかな公表が必要であった。</li> <li>・ 結果公表について、当初、意見を要約したものを公表し、後日全ての意見を公表したが、当初より全ての意見を公表すべきであった。</li> </ul> <p>○市民参画の実施に当たっての改善点</p> <p>結果公表について、原則全ての提出意見を公表する。</p>		

方法③

対象の名称	花巻市スポーツ推進計画
-------	-------------

	当初予定	実施内容
方法④		その他適切と判断される方法
名称		花巻市スポーツ振興審議会
周知方法及び時期		開催日の2週間前に郵送により通知した。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳		本庁舎3階302.303会議室(第1回スポーツ振興審議会) 平成29年7月4日(火)16時~17時 (第2回スポーツ振興審議会) 平成29年7月11日(火)15時~16時 以上2回開催
対象者(対象地域)		花巻市スポーツ振興審議会(委員17名) 花巻市早起きマラソン推進運営委員会、花巻市スポーツ推進委員協議会、花巻市スポーツ少年団本部、花巻青年会議所、花巻市PTA連合会、花巻市体育協会、花巻市小学校体育連盟、花巻市地域スポーツ普及員協議会、花巻商工会議所女性会、花巻市中学校体育連盟、花巻市保健推進委員協議会、花巻観光協会、はなまきスポーツコンベンションビューロー、花巻市レクリエーション協会、花巻市老人クラブ連合会、花巻市スポーツ推進委員協議会、花巻市身体障害者福祉協会
実施結果意見提出者数・提出件数等		第1回 出席 14名 意見提出者 13名 意見 22件 第2回 出席 13名 意見提出者 なし 意見 なし 合計 出席者のべ27名 意見提出者のべ13名 意見 のべ22件

方法④	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期		市ホームページで平成29年8月10日公表

○市民参画により効果があったこと
審議会を2回にわたり開催することで、十分な審議を経た答申をいただくことができた。
○予定を変更して実施した内容と理由
当初から予定していた方法であったが、事前評価を受けていなかったもの。
○反省点
・事前評価を受けることが必要であった。 ・速やかな公表が必要であった。
○市民参画の実施に当たっての改善点
特になし。

対象の名称	花巻市スポーツ推進計画
-------	-------------

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input checked="" type="checkbox"/> 方法 方法①、④について、事前評価を受けなかったため。 <input checked="" type="checkbox"/> 周知 方法③について、広報による周知がパブリックコメント開始日より後となったため。 <input checked="" type="checkbox"/> 実施時期・場所等 方法①について、第2回目の開催日が遅れたため。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者(対象地域) 方法①について、検討委員会の構成員に障がい者団体が入っていないなど、構成員の検討が不十分であったため。 <input checked="" type="checkbox"/> 結果公表 方法①③④について、公表時期が遅れたため。

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input checked="" type="checkbox"/> 方法 方法①、④について、事前評価を受けなかったため。 <input checked="" type="checkbox"/> 周知 方法③について、広報による周知がパブリックコメント開始日より後となったため。 <input checked="" type="checkbox"/> 実施時期・場所等 方法①について、開催日が遅れたため。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者(対象地域) 方法①について、検討委員会の構成員に障がい者団体が入っていないなど、構成員の検討が不十分であったため。 <input checked="" type="checkbox"/> 結果公表 方法①③④について、公表時期が遅れたため。パブリックコメントで提出された意見について、当初はその一部を公表しなかったため。 ※付帯意見 計画策定が大幅に遅延したことについて、改善の余地あり。

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	市民のための交通安全推進指針	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	【目的】国及び県が策定する第10次交通安全計画を基に、本市の交通安全について社会情勢や交通事故の状況の変化等に柔軟に対応し、行政と市民・関係団体の協働により交通安全活動を推進するため、本指針を策定する。 【内容】・指針の基本的な考え方 ・指針の体系 ○推進スローガン ○目標 ○活動の柱 ○活動内容 【区分】指針 【計画期間】平成28年度～平成32年度 【関係法令】交通安全対策基本法第26条の規定により市の交通安全計画の策定については努力義務となったところであるが、交通安全の推進のための指針として定めるもの。		

2 選択した市民参画の方法について記入してください。

方法①	その他適切と判断される方法	方法②	パブリックコメントの実施
名称	関係団体等からの意見聴取	名称	市民のための交通安全推進指針（素案）パブリックコメント
時期及び回数	9月中旬及び11月中旬	時期及び回数	10月上旬から11月上旬（1か月間）
方法や時期を選択した理由	広く交通安全関係者より意見を伺うため。時期については、9月に素案かかる意見交換会を開催、意見交換会とパブリックコメントの意見を集約し、11月に意見交換会を開催。	方法や時期を選択した理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。時期については、パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し選択した。
対象者（対象地域）	花巻市交通安全対策協議会構成員（行政機関、旅客運送団体等、交通安全関係団体、市民団体、地域代表、自動車運送団体、教育関係者、市関係課等）	対象者（対象地域）	全市民を対象として実施する。
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	周知方法及び時期	広報はなまき9月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載する。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付ける。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等					●	→				●	→			
					素案の作成					成案の策定				
方法①						●	→	●	→	●	→			
						実施	意見の整理		実施	意見の整理	結果の公表			
方法②						●	→	●	→					
						広報・HPにより周知		実施	結果の公表					

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である  <input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である  <input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由
反映しなかった内容とその理由

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次改訂版）	<p>【目的】 花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン及び中期プランを踏まえ、将来にわたって活力ある社会を維持するため花巻市人口ビジョンで示す将来人口の展望の実現を目指す。</p> <p>【内容】 「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」の実現のため、市の基本目標を定め、5年間の重点方針・施策の方向性を示したもの。</p> <p>【区分】 基本構想～基本計画～実施計画</p> <p>【計画期間】 平成27年度～平成31年度</p> <p>【関係法令】 まち・ひと・しごと創生法第10条</p>	ア 計画	ア 軽微	花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第1次改訂版）（平成28年3月策定）掲載事業について、平成29年3月に策定した「花巻市まちづくり総合計画第2期中期プラン」との整合を図るため、総合戦略未掲載事業について、事業を追加するものであり、総合戦略の基本目標、重点方針、施策の方向性については変更しない。 ※基本目標等の策定の際には市民参画実施済（H27）
2	花巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 農業委員会法改正に伴い、新設する「農地利用最適化推進委員」の報酬を定めるもの</p> <p>【内容】 農業委員報酬の変更と農地利用最適化推進委員報酬の新設</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年12月定例会 ②施行日 平成30年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 農業委員会等に関する法律 ②法令改正施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		新設する「農地利用最適化推進委員」の報酬を定めるものであるため。
3	花巻市地域防災計画	<p>【目的】 災害対策基本法の規定に基づき、花巻市の全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画</p> <p>【内容】 災害対策上必要な災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興計画に関する事項を策定</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 設定なし(平成29年度～)</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 災害対策基本法第42条 ②法令改正施行日 平成29年4月1日</p>	ア 計画	ア 軽微	平成29年3月の岩手県地域防災計画の変更により、避難準備情報等の名称変更等について修正を行うものであるため。
4	花巻市水防計画	<p>【目的】 水防法の規定に基づき、大雨及び洪水時の火災の警戒・防御、市民の生命、身体、財産を災害から保護、被害を軽減するための計画</p> <p>【内容】 水防上必要な監視、警戒、連絡、輸送</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 設定なし(平成29年度～)</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 水防法第33条第1項 ②法令改正施行日 平成27年5月20日</p>	ア 計画	ア 軽微	水防法及び岩手県水防計画の修正に伴い、記述内容変更等を行うものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由（重要なものに該当しない理由）
5	花巻市公契約条例	<p>【目的】 工事請負契約、業務委託契約、役務提供契約、物品購入契約、施設の指定管理協定などの公契約において、適正な労働条件を確保する。</p> <p>【内容】 ・目的、定義（用語の意義）、基本理念、市の責務、下請負者を含む受注者の責務 ・最低賃金法等の法令遵守、法令遵守の状況報告、及び調査</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案：平成29年12月定例会 ②施行日：平成30年4月1日</p>	対象外		特定公契約を締結した特定受注者が対象であり罰則規定は設けないことから、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定には該当しない。
6	地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 東京23区から花巻市への企業立地促進</p> <p>【内容】 地域再生法の一部改正による条項の整理（条ずれ対応）</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年9月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地域再生法 ②法令改正施行日 平成29年6月2日</p>	対象外		地域再生法の一部改正に伴い、条項の整理（条ずれの対応）を行うものであるため
7	企業立地奨励条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市内への企業立地促進</p> <p>【内容】 農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴う条項の整理</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年9月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 農村地域工業等導入促進法 ②法令改正施行日 平成29年6月2日</p>	対象外		農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、引用している法律名等の整理を行うものであるため
8	花巻市都市公園条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 都市公園法及び同施行令の改正に伴い関連する条例の一部改正</p> <p>【内容】 ・政令の改正により、公園施設の設置基準で、参酌基準による建ぺい率の特例施設が追加になったことによる改正 ・政令の改正により、都市公園内における運動施設率が参酌基準化されたことによる改正 ・法改正に伴う条ずれの修正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年9月定例会 ②施行日 平成29年10月2日</p> <p>【法令等に基づく改正】 ①名称 都市公園法及び同施行令 ②法令改正施行日 平成29年6月15日</p>	対象外		上位法改正に伴う技術的基準の一部改正であるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
9	花巻市国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 土地改良法の一部改正に伴い、土地改良事業の工事完了の公告があった日から8年を経過しない間に、当該事業の施行に係る土地を、当該事業の計画の用途以外の用途に供する場合には、特別徴収金を徴収することについて規定している条文中、引用条項の整理を行う。</p> <p>【内容】法改正による引用条項の修正 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年12月定例会 ②施行日 改正法の施行日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 土地改良法 ②法令改正施行日 未定</p>	対象外		土地改良法の一部改正に伴い、引用条項の修正を行うものであるため。
10	花巻市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 農業委員会委員の定数、並びに部会の設置及び部会を構成する委員の定数に関し必要な事項を定める</p> <p>【内容】 農業委員定数の変更と農地利用最適化推進委員定数の新設 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年12月定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 農業委員会等に関する法律 ②法令改正施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の定数変更と農地利用最適化推進委員の新設を行う改正であり、市民生活に重大な影響を与える改正ではないため。